

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第40号

#### 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年鳥取県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県製菓衛生師法施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>この規則は、製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）</u>、<u>製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下「令」という。）</u>及び<u>製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（書類の提出）</p> <p>第10条 <u>法、令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、住所地（県外に住所を有する者にあつては、免許を受けたときの住所地）を所管する総合事務所長（八頭郡に住所を有する者にあつては東部総合事務所長、日野郡に住所を有する者にあつては西部総合事務所長。以下「所管総合事務所長」という。）に提出しなければならない。ただし、第3条の規定により知事に提出する受験願書は、所管総合事務所長を経由して知事に提出しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>製菓衛生師法施行細則</u></p> <p>（この規則の趣旨）</p> <p>第1条 <u>製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）の施行については、製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下「令」という。）</u>及び<u>製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>（書類の経由）</p> <p>第10条 <u>令、省令又はこの規則の規定による書類を知事に提出しようとする者は、県内に住所を有する者にあつては正副2通を総合事務所長（八頭総合事務所長を除く。）を経由して提出するものとし、県外に住所を有する者にあつては1通を知事に直接提出するものとする。</u></p>

#### 附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。